

茂原市農業委員会第10回総会議事録

- 1 開催日時 平成28年10月24日(月) 午後13時30分から
- 2 開催場所 茂原市役所102議室
- 3 出席委員 26名
 - 1番 北田 茂
 - 2番 日吉利 一
 - 3番 井上 幹男
 - 4番 高山 多聞
 - 5番 湯浅 公夫
 - 6番 風戸 茂樹
 - 7番 蕨 直邦
 - 9番 杉浦 文子
 - 10番 光橋 正人
 - 11番 中田 文昭
 - 12番 渡邊 滋樹
 - 13番 高橋 英二
 - 14番 秋葉 仁喜
 - 15番 浦島 京子
 - 16番 鬼島 一郎 (第二小委員長)
 - 17番 佐藤 栄作
 - 18番 三橋 弘明
 - 19番 古山 光雄
 - 20番 熊切 秀雄
 - 21番 加藤 古志郎 (会長)
 - 22番 大塚 優
 - 23番 鈴木 幸雄 (第一小委員長)
 - 24番 鵜澤 和行
 - 25番 丸島 正昭
 - 26番 麻生 重和
 - 27番 石井 利明 (職務代理者)
- 4 欠席委員
 - 8番 秋山 芳廣
- 5 事務局職員 5名
 - 事務局長 吉田 茂則
 - 局長補佐 三階 英幸
 - 係長 平野 孝幸
 - 係長 東條 成男
 - 主事 斉藤 直也
- 6 会議に付した議案
 - ・農地法第3条の規定による許可申請について 2件
 - ・農地法第4条の規定による許可申請について 1件
 - ・農地法第5条の規定による許可申請について 8件
 - ・農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について 2件
 - ・平成28年9月23日開催 第9回総会保留議案農地法
農地法第3条・第4条・第5条の規定による許可申請について 4件

7 報告

農地法第3条の3第1項の規定による届出について
農業者年金加入推進の取り組みについて
その他

8 総会要旨

局長

ただ今から農業委員会総会を開催いたします。本日は第10回総会にご参集いただきましてありがとうございます。本日の議事案件は、3条申請2件、4条申請1件、5条申請8件、5条計画変更申請2件、9月保留議案が3件の合計16件となります。その他報告事項がございます。現地調査につきましては、18日に第1小委員会で行っております。欠席ですが、秋山委員が所要のため欠席です。これから議事に入らせていただきます。会議規則によりまして、会長が議事の進行をするということになっておりますので、加藤会長よろしく申し上げます。

会長

それでは、ただいまから総会を始めたいと思います。さて、議事に入る前に本日の議事録署名人についてこちらで指名させていただいてよろしいでしょうか。(異議なしの声) 本日の議事録署名人は12番渡邊委員と13番高橋委員にお願いしたいと思います。議案の説明及び書記は事務局にお願いします。それでは農地法第3条の許可申請について審議します。事務局の説明をお願いします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。
はじめに、1号議案であります。申請地は立木字滝之谷地先、田1, 647㎡の売買をしようとするものであります。申請人については、買受人は猿袋の麻生さん、売渡人が立木の今関さんであります。申請理由としましては、買受人については農業経営規模の拡大であり、売渡人については農業経営規模の縮小とのことであります。
次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で400日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

次に2号議案であります。申請地は小林字北向田地先、田1, 804㎡を売買しようとする申請であります。申請人は譲受人が中部の白井さん、譲渡人は小林の板倉さんであります。申請理由としましては、譲受人については農業経営規模の拡大であり、譲渡人については農業経営規模の縮小のためとのことであります。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で350日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、今回取得しようとする農地合わせて50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。以上であります。

会長

説明が終わりました。小委員会の審議内容の報告をお願いいたします。

第1

小委員長

審議の結果、1号議案許可になりましたので報告いたします。

会長 まず1号議案です。議事参与の制限がありますので★★委員は退席願います。(★★委員退席)。それでは1号議案です。現地調査しています。★★委員いかがですか。

★★委員 今年もきれいに耕作されており問題はないと思います。許可で良いと思います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 今年も耕作されておりこれからも買受人が耕作するということですので、許可でお願いいたします。

会長 1号議案について他にご意見ございますか。(意見なしの声)それでは1号議案は許可に決定いたします。(★★委員入室)

第1 次は2号議案です。小委員会の審議内容の報告をお願いいたします。

小委員長 審議の結果、2号議案許可になりましたので報告いたします。

会長 2号議案です。現地調査しています。★★委員いかがですか。

★★委員 耕作されており3条売買ですので許可でお願いいたします。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 売渡人も高齢であり耕作もされていますので許可でお願いいたします。

会長 2号議案については小委員会の報告どおり許可ということに決定してよろしいですか。(異議なしの声)それでは2号議案については許可に決定させていただきます。

次に農地法第4条の許可申請について審議します。事務局の説明をお願いします。

事務局 農地法第4条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

それでは始めに3号議案です。申請地は小林字野中地先、田んぼ2042㎡であります。小林の★★さんが長屋住宅用地とする申請です。申請理由としましては当該申請地は市街地に近接した区域で、自己所有の土地の中でも立地、規模等最適であると考えたためとのことであります。建物としましては、木造・2階建て・長屋住宅・建築面積431.38㎡が1棟であります。排水は西側側溝に接続する計画となっております。隣接同意が必要な農地はありません。また10月7日付けで宅地開発事前協議申請を市都市計画課へ行っております。

次に許可基準であります。申請地は第1種農地とされ、原則として許可することができない農地であります。第1種例外として、農地法施行規則第33条第4号の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置するものに当てはまり例外的に許可できる農地があります。一般基準については、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は、添付すべき必要書類で確認しております。

会長 説明が終わりました。小委員会の審議内容の報告をお願いいたします。

第1 審議の結果、3号議案許可相当になりましたので報告いたします。

小委員長

会長 それでは3号議案です。現地調査しています。★★委員いかがですか。

★★委員 周辺の開発が進んでいますので許可相当と思われます。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 この農地は両総用水が地区外で来ていなく、殆ど雨水で耕作している状況ですので転用され、きれいになった方が良くと思いますので許可相当でお願いいたします。

会長 3号議案ですが他に意見がなければ、小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは3号議案については、許可相当ということで決定いたします。

次は農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局の説明をお願いします。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

始めに4号議案です。申請地は千沢字腰巻地先、畑1505㎡の内827.27㎡です。いすみ市の★★さんが千沢の★★さんから農地を借り受けて太陽光発電システム用地とする申請であります。申請理由としましては、体力的に耕作することが困難になり、将来的見地から日照が良い等条件に恵まれた本申請地に太陽光パネルを設置する事が最適であると考えたためとのことであります。計画としましては、太陽光パネル148枚であります。1枚のパネルの大きさは165センチ×99センチで、パネルの集合体を2カ所設置する計画であります。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はありません。排水は雨水のみで敷地内浸透となっております。なお、千沢第31区自治会長に対して当事業説明を10月6日に行って承諾を得ております。

次に転用許可基準であります。立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地です。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして5号議案です。申請地は本納字日影前地先外2筆、田んぼ1106㎡、畑175㎡の合計1281㎡です。松戸市の★★さんが東京都の★★さんから農地を買い受けて太陽光発電システム用地とする申請であります。申請理由としましては、太陽光パネル設置に適した土地で土地代金が納得できる価格であったためとのことであります。計画としましては、太陽光パネル99枚です。1枚のパネルの大きさは145センチ×99センチで、パネルの集合体を2カ所設置する計画であります。隣接は1名より同意を得ております。他法令の申請はありません。排水は雨水のみで敷地内浸透となっております。なお、川戸自治会長に対して当事業説明を10月8日に行って承諾を得ております。

次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地であります。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして6号議案です。申請地は早野新田字菖蒲谷地先外3筆、田んぼ131.91㎡、畑472㎡の合計603.91㎡であります。埼玉県★★さんが早野新田の★★さんから土地を買い受けて長屋住宅用地とする申請であります。申請理由としましては、申請地はJR茂原駅から1.5kmの市街地に近接しており、住宅用地として立地・規模等最適であると考えたためとのことでございます。建物としましては、鉄骨造・2階建て・長屋住宅・建築面積221㎡が1棟であります。排水は北側公共下水道に接続する計画であります。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はあり

ません。

次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でありますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地です。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして7号議案です。申請地は木崎字川田地先、田んぼ383㎡、仮換地地番大芝土地区画整理組合48街区地先、面積222㎡です。早野の★★さんが早野新田の★★さんから土地を買い受けて専用住宅用地とする申請であります。申請理由としましては、現在貸家住まいで、子供の成長に伴い手狭になったためとのことです。建物としましては、木造・2階建て・専用住宅・建築面積54.65㎡が1棟であります。排水は北側公共下水道に接続する計画であります。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はありません。

次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内なので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地であります。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして8号議案であります。申請地は、道表地先、畑582㎡であります。東京都の★★さんが神奈川県★★さんより土地を買い受けて建売分譲3棟用地とする申請であります。土地選定理由としましては、申請地は国道128号線に近接して商業施設が充実しており利便性が非常に高いところから、建売住宅の需要が見込まれるためとのことであります。計画としましては、木造・2階建て・建売住宅が3棟で、それぞれ建築面積は57.96㎡、55.06㎡、55.89㎡となっております。排水は東側及び西側道路側溝に接続する計画となっております。隣接は1名より同意を得ております。他法令については10月4日付けで道路工事施行承認申請を市土木管理課に対して行っております。

次に転用許可基準であります。立地基準については、申請地は用途地域でありますので、第3種農地と判断され、原則許可となり得る農地であります。

一般基準については、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をしております。

続きまして9号議案です。申請地は下永吉字宮の前地先、畑535㎡です。八千代三丁目の★★さんが、下永吉の★★さん外2名から土地を買い受けて介護施設及び駐車場用地とする申請であります。申請理由といたしましては、買受人は現在隣接地で介護施設を経営しており、介護の要望者が増えたため、定員の増加及び施設の増築とそれに伴う駐車場が必要になったためとのことであります。計画といたしましては、介護施設33.30㎡が1棟と駐車場が8台分です。隣接は1名から同意を得ております。排水は雨水のみで敷地内浸透となっております。また、平成26年12月3日付けで道路工事施行承認がおりております。

次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地であります。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして10号議案です。申請地は東郷字新六ツ野地先、畑209㎡であります。東京都の★★さんが東京都の★★さんより土地を買い受けて建売分譲1区画用地とする申請であります。申請理由としましては、申請地は教育施設及び買い物等が便利な住宅街に位置しており、住環境が充実して需要が見込まれるためとのことです。計画としましては、木造・2階建て・建売住宅・建築面積57.96㎡が1棟となっ

ております。排水は北側道路側溝に接続する計画となっております。隣接は2名より同意を得ております。他法令については10月6日付けで道路工事施行承認申請を市土木管理課に対して行っております。

次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地であります。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして11号議案であります。申請地は長尾字沖田地先、田369㎡、仮換地地番ゆたか土地区画整理事業20街区地先、面積242㎡であります。東郷の★★さんが東金市の★★さんから土地を買い受けて専用住宅用地とする申請であります。土地選定理由としましては、申請地は区画整理事業地内の土地で住環境が整っているためとのことであります。建物としましては、木造・2階建て・専用住宅・建築面積64.59㎡が1棟であります。排水は東側公共下水道に接続する計画であります。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はありません。

次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地であります。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。以上でございます。

会長 説明が終わりました。小委員会の審議内容の報告をお願いいたします。

第1 審議の結果、4号議案許可相当、5号議案許可相当、6号議案許可相当、7号議案
小委員長 許可相当、8号議案許可相当、9号議案許可相当、10号議案許可相当となりました
ので報告いたします。

会長 それでは順次審議してまいります。まず4号議案です。現地調査しています。★★
委員いかがですか。

★★委員 周りに木が立っており細長い土地でしたが、木を切れば許可相当で良いと思います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 周りに太陽光を行って迷惑の掛かる農地もありませんので、許可相当で良いと思
います。

会長 4号議案ですが、小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。
(異議なしの声) それでは4号議案については、許可相当ということで決定いたしま
す。

次は、5号議案です。現地調査しています。★★委員いかがですか。

★★委員 周辺に影響がなく、隣接も太陽光を行っているので許可相当で良いと思います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 隣接も太陽光を行っており地元自治会の承認をもらっており周辺に迷惑をかけない
状態ですので、許可相当をお願いいたします。

会長 ★★委員いかがですか。

- ★★委員 畑にガウ等が入っていないか、周辺の人に聞く必要があるのではないですか。
- 会長 それでは5号議案については許可相当ということですが、地元はその辺の確認がとれれば許可相当で進達して下さい。
次は、6号議案です。現地調査しています。★★委員いかがですか。
- ★★委員 草は生えていますが住宅に近い場所でこれから開発されれば良くなる可能性はありますので、許可相当で良いと思います。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 草が生えているより住宅が建ったほうが良いと思いますので、許可相当でお願いいたします。
- 会長 6号議案ですが、他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは6号議案は許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは6号議案については、小委員会の報告どおり許可相当ということで決定いたします。
次は、7号議案です。★★委員いかがですか。
- ★★委員 住宅用地ですので、許可相当でお願いいたします。
- 会長 7号議案ですが、小委員会の報告どおり許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは7号議案については、許可相当ということで決定いたします。
次は、8号議案です。★★委員いかがですか。
- ★★委員 区画整理済みのところで用途地域ですので、許可相当でお願いいたします。
- 会長 8号議案ですが、小委員会の報告どおり許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは8号議案については、許可相当ということで決定いたします。
次は、9号議案です。現地調査しています。★★委員いかがですか。
- ★★委員 草も刈ってありきれいにしていますので、許可相当でお願いいたします。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 問題ないところですので、許可相当でお願いいたします。
- 会長 9号議案ですが、小委員会の報告どおり許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは9号議案については、許可相当ということで決定いたします。
次は、10号議案です。現地調査しています。★★委員いかがですか。
- ★★委員 住宅地の一角であり2種農地ということですので、許可相当でお願いいたします。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 周りが住宅地ですので、許可相当でお願いいたします。

会長 10号議案ですが、小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは10号議案については、許可相当ということで決定いたします。
次は、11号議案です。区画整理地です。★★委員いかがですか。

★★委員 専用住宅地ですので、許可相当でお願いいたします。

会長 11号議案ですが、小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは11号議案については、許可相当ということで決定いたします。
次は、農地法5条の規定による許可後の計画変更申請について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは農地法5条の規定による許可後の計画変更申請について説明いたします。
それでは12号議案です。申請地は高師台一丁目地先、田んぼ100㎡でございます。高師の★★さんが貸家住宅用地とする申請です。なお、当初計画は平成19年4月16日付け倉庫用地でございます。申請理由としましては、諸事情により当初許可の倉庫が建てられなくなったため、交通の便も良く区画整理地内で住環境がよい当該申請地を貸家住宅用地として転用したいためとのことでございます。計画としましては、貸家住宅1棟44.59㎡でございます。排水は東側公共下水道に接続する計画であります。隣接同意が必要な農地、並びに他法令の申請はありません。
次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でありますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地であります。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして13号議案です。申請地は木崎字笹塚地先、田んぼ452㎡、仮換地地番大芝土地区画整理組合9街区地先、面積230㎡です。この案件につきましては平成28年9月15日付け千葉県長農指令第5号の128号、専用住宅用地で許可済みでありまして、当初計画との変更点につきましては、前回許可申請手続き中に諸事情により権利者の苗字が「★★」から「▲▲」に変更となったため、その変更をするものであります。その他、申請内容についての変更点はありません。以上でございます。

会長 説明が終わりました。小委員会の審議内容の報告をお願いいたします。

第1小委員長 審議の結果、12号議案許可相当、13号議案許可相当となりましたので報告いたします。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 住宅地ですので、許可相当で良いと思います。

会長 12号議案ですが、小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは12号議案については、許可相当ということで決定いたします。
次は13号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員 区画整理地ですので、許可相当で良いと思います。

会長 13号議案ですが、小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。

か。(異議なしの声) それでは13号議案については、許可相当ということで決定いたします。(休憩)

会長 次は9月総会の保留議案の審議ですが、申請人にこれから入室して頂き、これまでの経過等を説明し、先般の役員会の内容等を皆さんに報告し、その後みなさんから意見、議論を頂きたいと思います。

(★★氏及び▲▲氏が入室し自己紹介をする)

それでは事務局から先月からこれまでの経過及び先般の役員会の内容について説明頂き、それを踏まえて議論したいと思います。

事務局 第9回総会保留議案であります。前月の総会において、取下げ指導とのことでありました案件であります。平成28年9月28日に農業委員会事務局にて、申請者であります安藤氏に対して取下げ指導を行いました。安藤氏は申請の意思は変わらないとのことでありました。その時の内容については、別紙のとおりであります。

これを受け、平成28年10月13日に臨時の役員会を開催し、今月の総会において★★氏に説明等をしていただくことになりました。

会長 先般役員会でもこの案件について議論いたしました。その中で★★氏にも営農型太陽光発電とはどういうものなのか、ご理解をいただくことが大事だということになりまして、是非本人に来て頂いたほうが良いという結論になりました。

そのなかで★★氏にお聞きしたいのですが申請に至る経過のなかで★★氏が★★に農地を貸付けて、こういう内容を行う流れがあったのですが、自分で営農型太陽光を設置して行うこと考えた理由はなんですか。

★★氏 私の家は代々農家ですので申請地を私が責任をもって行いたい。太陽光ですが農家は不安定ですので現金収入があればいいですので、そんな中、太陽光を知りこれなら出来ると思い私の判断で今後やって行くという気持ちです。以前あった★★に農地を貸して行くという話は関係ないです。

会長 営農型太陽光発電は営農が前提ですが、★★氏は現在営農をしているという認識はありますか。

★★氏 10月上旬に申請地の草を刈り、うなりました。現在習志野に住んでいますがそこから通い農業をやる気持ちです。本日同席した★★氏の指導を受けて小松菜の栽培を行う目的で行います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 農業委員会では申請地は以前★★から申請があったが不許可とし、今回個人で申請され農業委員会としては先月に取下げの方向でのお願いを行った。申請地は集団性の高い難しい場所です。これから起農して頑張りたいという意欲は農業委員会としても農政課としてもありがたく頼もしいと思いますが、あまりにも営農型太陽光というのは施設の高さや収量等の規制が多いなかで小松菜は何作行うのですか。

▲▲氏 4作行います。

★★委員 販路はどのような計画ですか。

▲▲氏 近くにカインズホームがあり、その直売所に収めたいです。

- ★★委員 県農業事務所や市の農政課から営農指導は受けられましたか。
- ★★氏 指導は▲▲氏だけに頂いています。県とか茂原市はまだです。
- ★★氏 いままで習志野から来て農業を若干手伝ったことはあると思いますが、県農業事務所や市の農政課と申請者で連携を図り3者が一体となり遊休農地の解消や農業の活性化を図っていく流れがあります。販路はJA長生もありますのでしっかり対応していかなければならないと思います。農業委員の意見の中で、まずは営農からしていただきたいという声が強いです。
- ★★氏 これは実績を作るということですか。太陽光発電の前に小松菜を栽培することですか。
- ★★委員 そうです。
- 会長 補足しますと営農型太陽光を農業委員会に申請しますと農業委員会は★★氏が営農をしているという実績、実態を把握する必要があります。それが土台にあって、この場所が営農型にいいかということになります。ですから★★の場合は自分の農地でするのでやろうと思えばいつでも出来るのですから、そういう実績を作ってほしいというのが我々の共通した認識の出発点であります。
- ★★委員 営農型太陽光は3年毎の一時転用になりますから、営農していなければ撤去することになる。
- ★★氏 それは存じ上げております。自己責任になりますので、ご指摘を受けずに3年後、6年後、9年後やらせて頂きます。
- ★★委員 農業委員会としては営農実績がないと後々困るのではないかという危惧がある。
- ★★氏 ご指摘いただきありがとうございます。それは何かルールというものがあるのですか。
- 会長 農地法で10ha以上の集団の農地が存在していると1種農地になります。1種農地の場合は一昨年から家に付いている自家発電以外の太陽光発電は基本的に転用は許可しないということになった。そこで1種農地では営農型というやり方がありますが、この営農型というのは元々営農を営んでいる人たちがその農地の上になんとか太陽光発電を行いたいという人たちが出てきて、そこで営農型発電をやっていく場合の指針等が農水省や都道府県から通達や通知が示されている。1番の出発点は営農していることが前提である。営農していなく耕作放棄地状態でそこにやるというのは許可されない。農水省から営農型太陽光についての指導や事務指針みたいな通知やQ&Aなどで指摘されています。
- ★★氏 私も勉強不足でよく分からなかったのですが、その文書を一度見せてもらえますか。
- 会長 インターネットでもとれますので、是非読んでみて下さい。
営農型太陽光を行う場合はかなりハードルが高く、例えば周辺の農作物の8割以上の生産をすることや品質が著しく劣ることは認められないなど基準が4つ程あり、これらをすべて満たさないといけない。1年に一回その状況報告を農業委員会にしなければならぬ。その営農状況報告で農業委員会は営農しているかの点検をします。ま

た柱の部分は一時転用が必要で3年に一度の更新になりその時に営農状況等を確認し営農していなければ一時転用が不許可になり施設を撤去しなければならない。ですから我々は★★氏が本当にやりたいのであれば営農をきちんとやってみてそれで営農を確かにやっているという中でこういう申請をしていただいた方が営農も続くし太陽光も続けられるようになります。そういうことで我々は先月そういう方向で検討していただくために先月保留して、出来れば取下げしてまず営農してみてそれで何作かやってみて、これなら★★氏は確かに営農しているではないかということはこの農業委員会で確認出来れば立派にその上で太陽光発電は出来るのですからそういう手順でやってもらいたいということで保留処分、あるいは取下げ指導という形にした訳です。これを不許可にしてしまうと次に同じように出されても前のことが審議の内容で検討されますから、そういうことではなく、まずは営農をしていただき営農の実績を作ってください、それからその上で太陽光をやっていただければ良いのではないかという思いで先月はそういう措置をしました。一度不許可になってしまうと一定期間は中々難しくなってしまいます。

- ★★委員 今回の申請地ではなく代替地はないのですか。
- ★★氏 私の中では今回の申請地しかないと思っています。今でも最適かなと思っています。先ほど実績を作ってからという話がありましたが、インターネットの環境が無い場合はその文書は貰えるのですか。
- 事務局 農水省から出ているものなのでコピーを渡すことは可能です。
- ★★氏 それでは、その文書を頂いてそれを見てから回答します。
- 会長 その文書は出発点ですので是非見ておいた方が良いと思います。他に意見はございますか。★★委員いかがですか。
- ★★委員 水稻の経験はあるのですか。今、仕事はなされているのですか。
- ★★氏 最近ではございませんが、経験はございます。
- ★★委員 今、仕事はなされているのですか。
- ★★氏 サラリーマンをしています。小松菜は兼業で行います。
- ★★委員 野菜をこれから営利を目的として営農して取組むのであれば、兼業で勤めながら▲▲氏と一緒にやっていくというのは……。▲▲氏はどちらかで研修されたのですか。
- ▲▲氏 千葉市で認定農業者として小松菜をメインに生計を立てて農業を行っています。5年前位から人も雇い農業をやっていますので、その技術を★★氏に教えてバックアップしたいと思います。
- ★★委員 例えば★★氏の持っている農地でモデル的に主はサラリーマンを中心にして休日や祭日に一定の圃場を確保し、そこで栽培技術が上がるかどうか確認してから始めた方がいいのかなと感じます。水稻は省力化が進んで時間的にも少ないですが葉物だとそういう訳にいかなく収穫や調整も大変でしょうからその辺を十分に固めてからやられた方が色々な問題が今後生じないのかなと思います。年齢的に色々な施策を受けることは難しいところもありますが資金運用とかも含めて農業事務所なりJA長生の担い手支援課や市の農政課も含めて、先ほど太陽光の条件のもろもろのQ&Aがありま

すけれどもその辺を十分熟知されたなかで、もう一度営農の組み立てをして頂いた方がいいのかなと感じました。

★★氏 ご心配とご指摘ありがとうございます。これは参考にさせていただきます。自分は今しかないと思っています。

★★委員 新規に個人や農業生産法人が就農したりしているが、なかなかうまくやれているところは少ない状況です。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 ★★氏は高田の下柱に住む気はあるのですか。

★★氏 実家ですのでいずれゆくゆくは帰ります。今は習志野から通って小松菜を耕作しますがゆくゆくは実家が茂原ですので茂原に帰ってくる予定です。

★★委員 今の時点で営農しているという考えが甘いのではないですか。荒れた農地をうなつてきれいにしました。小松菜を作りますので許可を下さいでは考えが甘いです。よく小松菜栽培を熟知し小松菜が出来るようになってからにして下さい。だれが見ても営農しているという形にしてからにして下さい。★★氏が帰ってきて下桂の地域を担ってやっていただければ荒地が回復するかもしれません。私は歓迎しますから頑張ってみて下さい。今は会長が言ったとおり営農の実態がないからダメです。

★★氏 これからは農業をやっていきたい。

★★委員 農業をやりたい太陽光発電をやりたいでは欲張りです。まずは農業をやってみて下さい。

★★氏 例えば太陽光の下の農地で稼げなくても太陽光で稼げるという安心感があります。

会長 それは営農型とはいいません。きちんと営農しその上に太陽光発電を設置するのは良いのです。

★★委員 本当に農業をやりたいというのであればきちんと作付けしてからにし、太陽光は後でも良いのではないですか。

★★委員 第1種農地というものはそういう場所なのです。2種農地なら転用できるので良いのです。

★★氏 第1種農地というのはどういうものなのか、勉強したいと思います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 高田地区の営農者とも接点はあるようですが、その作物についてどうお考えですか。

★★氏 私も今日見てきましたが、やはり自然相手なので厳しいと思います。

★★委員 自然との闘いですので暑くなると虫が発生したり、風水害がくれば囲いが折れたりしてしまうので、その辺の対応が近くにいれば消毒したりネットをかけたりなどの作

業が出来るのですが、そういった作業を習志野から毎日来て行なう考えなのですか。

★★氏 毎日は無理です。そういったことも想定して、家族は年老いた母と弟しかいませんので本日隣にいるプロの▲▲氏にご指導いただきます。

★★委員 指導をいただいても対応出来なければ出来ないと同じなのです。農地を維持出来ないと作物は出来ないのです。

★★氏 それは近くにいても同じです。

★★委員 稲作であれば兼業で出来ると思うのですが、野菜栽培は兼業では無理です。稲作は朝晩の水管理を行なっていればよいが、野菜栽培は殆ど毎日生育の状況に目をかけていなければならない。鳥獣災害も出てきている。野菜栽培は兼業では無理だと思います。投資して3年後に撤去することになったら酷いことになると思います。

★★氏 そしたら自己責任です。

★★委員 農業委員会の立場もあります。農業委員会が許可しました。撤去することになりましたではいけないと思います。

★★氏 なるほど。

会長 他に何かお聞きしたいことはありますか。(意見なしの声) それでは質疑はこれで終了いたします。申請人等は退出願います。(申請人等退出)
それではこれから9月保留議案について審議いたします。
★★委員どうぞ

★★委員 先ほど話したとおり通勤して兼業で営農を行なうということは不可能だと思います。どうしても申請地で行いたいということであれば一度就農していただいて、現在の申請地を耕していただいて営農実績を一年間作っていただく。その実績が出来上がりましたということで太陽光発電の申請をしていただくということが一番良いのではないかと私は思います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 一年間4作作るということですので、その実績を確認し出来るかどうかを見てからにした方が良いでしょう。それこそ許可しました。3年後だめですという訳にはいかないのです。許可する段階で慎重に審議しなくてはならないと思います。営農する意欲があるのであればその辺を形に表していただいて、それからの判断で良いのではないですか。今は太陽光発電ありきという感じでしか我々委員には受け止められないと感じました。太陽光発電の下で耕作するのが二の次になってしまっている感じがします。

会長 それでは9月総会の保留議案につきましては不許可にしてしまうと当分次の申請はない話しになってしまいますので、その辺の様子を見ながら今月も保留処分ということでよろしいでしょうか。(意義なしの声) それでは9月総会の保留議案は保留ということに決定させていただきます。

以上で議案関係は終わりました。次に報告に入ります。

次の事案を報告

- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- ・農業者年金加入推進の取り組みについて
- ・その他

以上で本日の総会を終了します。御苦労さまでした。

以上のとおり、茂原市農業委員会第9回総会の議事の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、次のとおり署名捺印する。

平成28年11月24日

茂原市農業委員会 会長 _____ 印

議事録署名人 農業委員 _____ 印

議事録署名人 農業委員 _____ 印